

葛巻町商店等設備導入支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 本事業は、町民の日常生活に必要な地域の商店等の持続的な経営の支援を図り、住民の安全・安心及び町内経済の活性化に資することを目的に、町内の商店等が設備導入及び店舗改装を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、葛巻町補助金交付規則（昭和35年葛巻町規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱により葛巻町商店等設備導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 設備の導入 現在、販売及び営業に直接使用している機器等を新しく改めることまたは新たに購入し、取得することをいう。
- (2) 小売業 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる小売業に属する事業所をいう。
- (3) 飲食サービス業 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる飲食サービス業に属する事業所をいう。
- (4) 生活関連サービス業 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる生活関連サービス業に属する事業所をいう。
- (5) 店舗 主に顧客へ商品の販売及びサービスを提供する建物をいう。
- (6) 町内事業者 町内に本店または支店を置き、建築工事を施工する業者をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3 補助金の交付の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 葛巻町内に居住し、町内において小売業または飲食サービス業、生活関連サービス業を10年以上営む個人。
- (2) 葛巻町内に主たる事務所を置き、前項に掲げる事業を10年以上営む法人で、資本金1,000万円以下の者。
- (3) その他前二項に準じ、町長が特に必要と認める者。
- (4) 事業を実施する当該年度の前年度にこの要綱による補助金の交付を受けていない者。
- (5) 当該年度において国、県又は町の類似する補助金等の交付を受けていない者。

(補助金の交付の対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の交付の対象経費及び補助金の額は、別表1及び別表2のとおりとする。

(事業に要する経費配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更にする。

- (1) 計画書に掲げる経費の30%を超える増減
- (2) 補助事業の中止または廃止
- (3) 上記に掲げる変更以外の変更に、補助金額の増減を伴う変更

(申請の取り下げ)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取り下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

第7 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表2のとおりとする。

(書類の整備等)

第8 交付対象者は、事業に係る収支を明らかにした書類を整備し、事業完了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 関係)

事業区分	補助対象業種	補助対象経費	交付要件	補助金額
設備導入	小売業 飲食サービス業 生活関連サービス業	販売、営業に直接使用する機器及び設備の導入に要する経費。 ただし、事務機器、車両は除く。	機器及び設備の導入経費の合計額が10万円以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費の3分の2に相当する額以内の額で50万円を上限とする。 ただし、千円未満は切捨てとする。 設備導入及び店舗改装事業を併用する場合においても上記のとおりとする。
店舗改装		別表 2 に掲げる工事に要する経費。	<ul style="list-style-type: none"> 改装に要する経費が30万円以上であること。 工事を町内事業者が施工すること。 	

別表 2 (第 4 関係)

	工事の内容	備考
助成対象	既存店舗の増築、改築工事	
	トイレ、手洗い場の改修工事	
	外壁の張り替え、塗装、防水工事	
	屋根のふき替え、塗装、防水工事	
	内材、内壁材、天井材の張り替え及び塗装等の内装工事	建具も含む
	床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事	
	バリアフリー改修工事（手すり設置、段差解消等）	
	防音工事（防音壁、防音天井、の改修工事等）	
	店舗照明のLED化工事	
	給排水衛生、換気、電気、給湯、ガス設備工事	機器のみは対象外
助成対象外	修理、修繕、補修工事	
	工場、事務所、車庫、物置、倉庫など、店舗区域外の工事	
	門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事	
	下水道、合併処理浄化槽	
	家電購入に係る設置、配線工事	
その他	水洗化普及支援事業	左欄の補助制度を併用する場合、重複する部分は対象外とする。
	高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり事業	
	エコ・エネ総合対策事業	

別表3 (第7関係)

事業区分	条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
設備導入	規則第4条の規定による書類	1 葛巻町商店等設備導入支援事業費補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 導入予定機器等の見積書など導入予定価格が確認できる書類 5 導入予定機器等のカタログなど仕様が確認できる書類 6 更新前の機器等の写真	第1号 第2号 第3号 任意様式 任意様式 任意様式	1部	事業開始の日から起算して15日前まで
	規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	1 葛巻町商店等設備導入支援事業費補助金変更(中止、廃止)承認申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 変更内容が確認できる書類 5 交付決定通知書(写し)	第4号 第2号 第3号 任意様式	1部	変更(中止、廃止)の理由の生じた日から15日以内
	規則第13条第1項の規定による書類	1 葛巻町商店等設備更新支援事業費補助金請求書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 導入機器等の請求書または領収書(写し) 5 導入機器等の写真 6 交付決定通知書(写し)	第5号 第2号 第3号 任意様式 任意様式	1部	事業完了の日から起算して30日以内
店舗改装	規則第4条の規定による書類	1 葛巻町商店等設備導入支援事業費補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 工事に要する経費の見積書及び明細書の写し 5 工事の設計図書または施工箇所の見取図 6 現況(施工前)の写真	第1号 第2号 第3号 任意様式 任意様式 任意様式	1部	事業開始の日から起算して15日前まで
	規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	1 葛巻町商店等設備導入支援事業費補助金変更(中止、廃止)承認申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 変更内容が確認できる書類 5 交付決定通知書(写し)	第4号 第2号 第3号 任意様式	1部	変更(中止、廃止)の理由の生じた日から15日以内
	規則第13条第1項の規定による書類	1 葛巻町商店等設備更新支援事業費補助金請求書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 工事に要した経費の明細書及び請求書または領収書 5 工事施工箇所(施工後)の写真 6 交付決定通知書(写し)	第5号 第2号 第3号 任意様式 任意様式	1部	事業完了の日から起算して30日以内